

令和 7 年度にしわが着地型旅行商品造成事業補助金交付要綱

（目的）

第 1 西和賀町観光協会（以下「協会」という。）は、西和賀町（以下「町」という。）への誘客促進を図るため、旅行会社等による新たな旅行商品の造成及び販売に要する経費に対し、予算の範囲内で補助を行う。

（補助対象事業者）

第 2 旅行業法（昭和 27 年法律第 27 号）第 3 条の規定に基づく登録を受けている法人、団体、個人とする。

（補助対象事業）

第 3 補助の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たした旅行商品（募集型企画旅行、受注型企画旅行）を企画・造成及び催行する事業とする。

- (1) 町内の観光資源を活用した新規性・テーマ性のある旅行商品であること。
- (2) 町外からの誘客に寄与する旅行商品であること。
- (3) 旅行人数が 10 人以上の旅行商品であること。
- (4) 旅行行程（移動時間を除く）の主たる訪問先が西和賀町であること。

（補助対象経費）

第 4 補助対象経費は次のとおりとする。

- (1) 旅行商品の造成に要する経費
 - ア 旅行商品の企画開発に要する経費
 - イ パンフレット・チラシの製作に要する経費
 - ウ 広告宣伝に要する経費
- (2) 旅行商品の催行に要する経費
 - ア 町内での飲食、宿泊、施設利用、体験等に要する経費
 - イ 交通費（発着地から町内への交通費を含む）

（事業期間）

第 5 原則として交付決定日から令和 8 年 3 月 3 日（月）までとする。

ただし、催行時期が上記以降になる場合には、あらかじめ交付申請書に様式 1 の別添 1「各年度の出来高見込書」を添付すること。

（補助金額）

第 6 補助金の額は、第 3 に規定する補助対象経費の 3 分の 1 以内の額（千円未満切り捨て）とし、1 申請当たり 200,000 円を上限とする。

2 1 補助事業者当たりの補助回数は年度内に1回とする。

(提出書類及び提出期日)

第7 本要綱に定める書類及び添付書類並びに提出期日は別表のとおりとする。

(交付の決定)

第8 会長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに交付決定するものとする。

(事業計画の変更)

第9 次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別表に掲げる書類を会長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 事業実施主体の変更

2 会長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、第8に準じ通知するものとする。

(実績報告)

第10 補助事業者は、事業が完了したときは、別表に掲げる書類を、会長に提出しなければならない。

(補助金の支払い)

第11 会長は、第10の書類の提出があった場合、それを審査し、適正と認めたときは、補助金を速やかに支払うものとする。

(概算払い)

第12 補助事業者は、事業期間が翌年度に渡る場合には、当該年度における出来高(支払済み額)について、概算払い請求できるものとする。

(補助金の取消し等)

第13 会長は、次の各号に掲げるいずれかに該当するものがあることが判明した場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 申請した事業計画と著しく内容が異なるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第 14 補助事業者は、第 13 の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、会長の命ずるところにより補助金を返還しなければならない。

(その他)

第 15 補助事業の実施に当たっては、参加者に対するアンケートを実施すること。アンケートの内容については、事前に西和賀町観光協会と協議すること。

2 補助事業終了後も、継続的な旅行商品の催行に努めること。

3 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、会長が別に定める。

別表

項 目	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
交付申請時	1 補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支計画書	第 1 号 第 2 号 第 3 号	各 1 部	別に定める
変更承認申請時	補助金変更（中止・廃止）承認申請書	第 4 号 第 5 号	1 部	事業変更（中止・廃止）を行う日の 14 日前まで
補助事業完了時	1 補助金請求書 2 事業報告書 3 収支計算書	第 6 号 第 7 号 第 8 号	各 1 部	事業完了の日（事業廃止の承認を受けた場合はその日）の翌日から起算して 30 日目の日又は令和 8 年 3 月 31 日（火）のいずれか早い日 ただし、事業実施期間が翌年度に渡る場合には事業完了の日の翌日から起算して 30 日目の日
概算払い請求時	補助金概算払請求書	第 9 号	1 部	

様式第 1 号

令和 年 月 日

西和賀町観光協会長 様

住所

事業所名

代表者名

令和 年度にしわが着地型旅行商品造成事業補助金交付申請書

にしわが着地型旅行商品造成事業補助金の交付を受けたいので、事業計画書及び収支計画書を添えて申請します。

補助事業名

補助金申請額 円

担当者
氏 名
住 所 〒

TEL _____ FAX _____

E-mail

振込銀行：

(普)·(当) 口座番号:

フリカナ

口座名：

様式第2号

令和 年度にしわが着地型旅行商品造成事業の事業計画書

1 事業等の目的

2 事業等の概要

3 事業実施期間

4 所要経費 円

5 補助対象経費 円

※ 事業実施期間が翌年度に渡るときは、様式2の別添1を貼付すること。

様式 2 の別添 1

各年度の出来高見込額

金 額		初年度	翌年度
円		円	円
内 訳		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円

様式第 3 号

収支計画書

1 事業名

2 収入の部

科目	全体予算額	うち補助対象	摘要（算出基礎等）
	円	円	
計			

3 支出の部

科目	全体予算額	うち補助対象	摘要（算出基礎等）
	円	円	
計			

様式第 4 号

令和 年 月 日

西和賀町観光協会長

住 所

事業所名

代表者名

補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け補助金交付の決定を受けた下記事業について、次のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 内容変更に伴う補助金額の変更額及びその算出基礎等
別紙のとおり。

※ 別紙は、様式第 2 号、様式第 3 号に変更前の事業実施期間等を括弧書きで上段に記入して作成すること。

様式第5号

令和 年 月 日

西和賀町観光協会長

住 所

事業所名

代表者名

補助金中止（廃止）申請書

令和 年 月 日付け補助金交付の決定を受けた下記事業について、事業の実施について、下記のとおり中止（廃止）したいので申請します。

記

1 中止（廃止）の内容

2 中止（廃止）の理由

様式第 6 号

令和 年 月 日

西和賀町観光協会長

住所

事業所名

代表者名

補助金請求書

令和 年 月 日付けで、補助金交付の決定の通知があった下記事業を令和 年 月 日完了したので、補助金の交付を請求します。

記

補助事業名

請 求 額 円

交付決定額 円

概算払いの受領済額 円

様式第 7 号

事業実績書

所要経費・補助対象経費の 決算額	収 入	() 円
	支 出	() 円
事業実績		
事業実施による効果		

() 内は補助対象経費

※ 実施内容が分かる書類（行程表、募集広告、実施状況の写真等）を添付のこと。

様式第 8 号

収支決算書

1 補助事業名

2 収入の部

科目	全体決算額	うち補助対象	摘要（算出基礎等）
	円	円	
計			

3 支出の部

科目	全体決算額	うち補助対象	摘要（算出基礎等）
	円	円	
計			

様式第 9 号

令和 年 月 日

西和賀町観光協会長 様

住 所

事業所名

代表者名

補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け、補助金交付の決定の通知があった下記事業の実施について、補助金の概算払を受けたいので、次のとおり請求します。

補助事業名

請 求 額 円

交付決定額 円

※ 当該年度の出来高が分かる書類を添付のこと。